

令和2年6月18日会議概要

第1 日時

令和2年3月18日（木）午前9時から午後0時までの間

第2 出席委員

渡部委員長、森委員、森田委員

第3 全体会議

[警察幹部出席者]

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、京都市警察部長、情報通信部長

1 報告事項

午前10時から午前11時までの間

(1) 第35回京都府警察装備資機材開発改善コンクールの実施について

総務部長から、令和2年9月3日に警察本部で開催される第35回京都府警察装備資機材開発改善コンクールの目的、審査要領等について報告があった。

森委員から「京都府警察は、これまでも優秀な作品を全国のコンクールに出品しておられるので、今回も是非とも皆さんのすばらしいアイデアで、良い作品ができればと思います。」旨の発言があった。

(2) 令和2年度専務員適任者選考について

警務部長から、令和2年度専務員適任者選考について、各部門の専務員適任者選考考査の実施時期や受験・登用の基準等について報告があった。

渡部委員長から「今、各大学で目指しているのが文理融合であり、文系の知識、理系の知識を融合させて新しい発想を生み出すという時代になっています。適任者試験についても、イノベーションを起こすような適任者を選考していただけたらと思います。」旨の発言があった。

(3) 令和2年5月末の犯罪情勢について（暫定値）

生活安全部長から、令和2年5月末現在の刑法犯認知件数や府下重点抑止犯罪である自転車盗、性犯罪等の認知状況等について、また、刑事部長から、刑法犯検挙件数や検挙率等について報告があった。

森委員から「緊急事態宣言が解除され、6月から学校が始まることで、青少年が心身共に不安定な状態となり、家出の問題であったり、各種犯罪も増えてくると思われるので十分気を付けていただきたいと思います。」旨の発言があった。

(4) 令和2年5月末における特殊詐欺情勢について（暫定値）

刑事部長から、令和2年5月末現在の特殊詐欺等の被害状況や検挙状況、抑止対策の主な取組事例、水際阻止状況等について報告があった。

森田委員から「防犯メールは、居住地付近でこのような特殊詐欺被害や予兆電話がありました等の情報が分かる非常に良い広報媒体だと思いますので、こういった被害に遭いそうな高齢者の方々に登録していただければと思います。」旨の発言があった。

(5) 令和2年5月末の交通事故発生状況

交通部長から、令和2年5月末現在の京都府内の交通事故発生状況、地域別・時間帯別の死亡事故の発生状況等について報告があった。

(6) あおり運転（妨害運転等）の厳罰化に伴う広報啓発活動等の実施について

交通部長から、あおり運転（妨害運転等）の厳罰化に伴い、府民に周知しあおり運転を抑止するため、法施行日に合わせた広報啓発活動等を実施することについて報告があった

。(7) **令和2年夏の交通事故防止府民運動の実施について**

交通部長から、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図るため、令和2年7月21日から7月31日までの11日間に実施される令和2年夏の交通事故防止府民運動の概要について報告があった。

2 本部長報告

本部長から、

- 全国的には犯罪の認知・検挙件数がいろいろと増減しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかるその地域の各種自粛度合いによって変化したものと思われる。また、自粛により府民の活動が少なくなり、犯罪の認知件数が減っているが、悪質な事件や連続発生している事件等はある、これらについては、さらに積極的に対応していきたい。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の休業要請などに伴う補償の受付をする府の窓口の支援要員として5月7日から京都府に警察職員を派遣し、暴力団関係者等の警戒等を行っていたが、その業務も概ね終了した。今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策関係にかかる行政の様々な支援に積極的に対応したいと考えている。

旨の報告があった。

第4 個別会議等

午前9時から午前9時50分までの間

午前11時10分から午後0時までの間

1 審議事項

(1) 公安委員会宛ての公益通報について

交通指導課長から、公安委員会宛ての公益通報に係る申出に関する調査結果について説明があり、審議の上、了承した。

(2) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について

監察官室訟務官から、道路交通法等の規定に基づく運転免許の更新処分を受けた者（1件1人）及び放置違反金の納付命令を受けた者（1件1人）から、原処分を不服として審査請求がなされたことに伴い、審査請求の趣旨、理由、原処分の内容等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を裁決した。

(3) 電線共同溝整備道路の指定に関する回答について

交通規制課長から、府道伏見柳谷高槻線他2路線において、電線共同溝を整備すべき道路の指定に係る法定協議（意見の聴取）を同意することについて説明があり、審議の上、了承した。

(4) 運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、審議の上、17件の行政処分を決定した。

(5) 交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正について

地域課企画担当補佐から、狛田駅東特定土地区画整理事業により町の区域及び名称が変更されたことから、交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則について、所要の改正を行うことについて説明があり、審議の上、了承した。

(6) 道路交通法の一部改正に伴う京都府道路交通規則の一部改正

交通部次長から、道路交通法の一部改正（妨害運転の罰則創設）による罰則条文の号ずれに伴い、京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の規定について所要の改正を行う旨の説明があり、審議の上、改正を決定した。

2 報告事項

(1) 監察案件

首席監察官から監察事案について報告があった。

(2) 国家賠償請求控訴事件の勝訴判決について

監察官室訟務官から、国家損害賠償請求控訴事件につき、令和2年6月11日、大阪高等裁判所は、控訴人の請求を棄却し、京都府勝訴の判決を言い渡した旨の報告があった。

(3) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。